

2018/10/03

お客様各位

Dangerous Goods Description (危険物明細書) に関するお願い

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題の件に関しまして、昨今、IMDG Code (International Maritime Dangerous Goods Code) 規定から逸した危険物明細書をご提出頂くケースが見受けられます。危険物の船舶輸送に関する規定は、IMDG Code で定められており、IMO (International Maritime Organization) によって 2 年間隔で改訂が実施されておりますが、この中で、Dangerous Goods Description (危険物明細書) の記載要領についても明確な規定が設けられております。

特に危険物明細書内の明細記載欄に関し、旧版と最新版とでは記載順が異なっておりますため、最新の規定に沿ったものをご提出いただくよう、改めてお願い申し上げます。

＜旧版の明細記載欄＞ ※使用不可：記載順が異なっている

PROPER SHIPPING NAME(品名)
CLASS(クラス)
UN NUMBER(国連番号)
PACKING GROUP(容器等級)
ADDITIONAL DESCRIPTION such as "FLASH POINT", "MARINE POLLUTANT" etc. (引火点、海洋汚染性物質その他必要記載事項)



＜最新版の明細記載欄＞

UN NUMBER(国連番号)
PROPER SHIPPING NAME(品名)
CLASS(等級)/SUBSIDIARY HAZARD CLASS(副次危険性等級)
PACKING GROUP(容器等級)
ADDITIONAL DESCRIPTION such as "FLASH POINT", "MARINE POLLUTANT" etc. (引火点、海洋汚染性物質その他必要記載事項)

詳細につきましては IMDG Code 5.4.1.4.1 Dangerous goods description 及び 5.4.1.4.2 Sequence of the dangerous goods description の記述をご参照ください。

国際海上輸送に携わる弊社といたしましても、これらの国際ルールを順守して参りたいと存じますので、引き続きご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。